

柳井市市民参画と協働によるまちづくり推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 市民参画（第4条―第11条）

第3章 協働によるまちづくり（第12条―第15条）

第4章 コミュニティ活動（第16条―第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

私たちのまち柳井市は、瀬戸内海に面し温暖で穏やかな気候に恵まれ、古くから多くの人々がこの地で生活を営んできた。そして県南東部における海上交通の要衝として、また豪商が軒を連ねる商都と称され、今日まで経済、文化の中心的都市として発展してきた。

現在は、市民活動団体やコミュニティ団体等が、このまちや地域をより良くしたいとの思いから、自主的・主体的にまちづくりに取り組んでいる。

しかし近年は、少子化・高齢化、人口減少が進み、私たちの暮らしを取り巻く環境も大きく変わろうとしている。今、どのようにしてこの美しい故郷を守り、持続可能なまちを実現していくか、私たち自身の覚悟と姿勢が問われている。

私たち柳井市民は、先人が守り伝えてきた歴史と文化を守り、永続的な地域社会の発展のため、市民と行政が共に考え（参画）、共に行動する（協働）ことを願い、柳井市市民参画と協働によるまちづくり推進条例をここに制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民参画と協働によるまちづくりを推進するために必要な基本的事項を定めることにより、市民がまちづくりに主体的かつ積極的に参加し、将来にわたり持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人、法人その他の団体

（2）市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（3）市民参画 市民が、市政に関する施策の立案から実施及び評価までの過程に参加するこ

とをいう。

(4) 協働 地域社会の課題解決及び活性化のために、市民及び市長等がそれぞれの役割と責任を担い、協力し合うことをいう。

(5) パブリックコメント 市の基本的な政策を立案する過程において、その立案に係る政策の趣旨、内容等を広く市民に公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮して意思決定を行う手続をいう。

(6) 審議会等 市政運営上一定の役割を担うために組織化された機関であって、次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定により、法律又は条例の規定に基づき設置された附属機関

イ 市政運営上の意見の聴取、交換、懇談等を行うため市長等が設置した私的諮問機関

(7) ワークショップ 特定のテーマ又は課題に対応するため、具体的課題の抽出、解決等について、集団による共同作業や話し合いを通じて意見等の集約を図る手法をいう。

(8) コミュニティ活動 地縁又は共通の関心等によってつながった多様な組織及び集団が、身近な社会的課題を解決するために行う自主的で自立的な活動をいう。

(9) 市民活動 市民の自主的・主体的な社会参加活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動であり、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教・政治活動を主たる目的とする活動

イ 選挙活動を目的とする活動

ウ 営利を目的とする活動

(10) スクール・コミュニティ 学校を核として、学校と市民とが相互の結びつきを深め、協働してまちづくりを行うことをいう。

(情報共有)

第3条 市民及び市長等は、市民参画と協働を拡充推進するため、情報共有に努めるものとする。

第2章 市民参画

(市民参画の拡充推進)

第4条 市長等は、積極的に市政への市民参画の機会を設け、市民の意見等を施策に反映するよう努めるものとする。

2 市民及び市長等は、相互の信頼関係の下、自らの役割と責任を認識し、積極的に市民参画の拡充推進に努めるものとする。

(市民参画の対象)

第5条 市長等は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参画の機会を設けなければな

らない。

- (1) 市の長期構想及び市行政の各分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
 - (2) 市民に義務を課し、又は権利を制限する内容を含む条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改正に係る案の策定
 - (3) 広く市民の公共の用に供される施設の建設に係る基本計画等の策定又は変更
- 2 市長等は、前項各号に掲げる施策以外の施策についても、市民参画の拡充推進に努めるものとする。

3 市長等は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民参画の対象としないものとする。

- (1) 軽微なもの
- (2) 定型的又は経常的に行うもの
- (3) 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- (4) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収等に関するもの
- (5) 市長等の内部の事務処理に関するもの
- (6) 施設等の設置及び管理運営に関する条例等の制定又は改廃を行うもの
- (7) 緊急その他やむを得ない理由があるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

4 市長等は、前項第7号の規定により市民参画の機会を設けなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民に対し、これを説明しなければならない。

（市民参画のための手法）

第6条 市民参画のための手法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリックコメントの実施
- (2) 審議会等の会議（以下「会議」という。）の開催
- (3) アンケートの実施
- (4) 説明会の開催
- (5) ワークショップの実施
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める手法

2 市長等は、より効果的で新たな市民参画のための手法について、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

（市民参画の実施）

第7条 市長等は、前条第1項各号に掲げる市民参画のための手法のうちから、事案の内容等に応じ効果的なものを選定し、これを適切な時期に実施するものとする。

2 市長等は、市民参画を実施しようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市民の多様な意見等を求めるため、特に必要があると認められるときは、複数の手法を併用すること。
- (2) 特定の地域を対象とする施策については、対象となる地域に関わりのある市民が参画できるようにすること。

(公表)

第8条 市長等は、市民参画を拡充推進するに当たっては、次の各号のいずれかに掲げる方法により、あらかじめその目的、実施時期その他必要と認める事項を公表し、実施後は、その結果について公表するものとする。

- (1) 市の窓口での閲覧
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 市の広報紙への掲載
- (4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (5) 前各号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法

(パブリックコメントの対象)

第9条 市長等は、第5条第1項及び第2項に掲げる事項のうち、広く市民から意見等を求める必要がある事項について市民参画を実施しようとするときは、パブリックコメントを含めて実施しなければならない。

(パブリックコメントの実施)

第10条 市長等は、パブリックコメントを実施しようとするときは、対象とする計画等の素案等を公表しなければならない。

2 市長等は、素案等を公表するときは、次に掲げる事項を記載した概要を付するよう努めなければならない。

- (1) 策定の趣旨、目的及び背景
- (2) 素案等の概要
- (3) 素案に関連する次の資料

ア 根拠法令

イ 計画等の策定又は変更にあつては、上位の計画等の概要

ウ その他必要な資料

3 市長等は、パブリックコメントの実施により提出された意見等を十分考慮して、意思決定を行うものとする。

4 市長等は、前項の意思決定を行ったときは、提出された意見等及びこれに対する市長等の考え方並びに修正した内容（素案等を修正した場合に限る。）を公表するものとする。ただし、提出された意見等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 賛否の結論のみを示した意見

- (2) 対象とする計画等に合致しない意見等
- (3) パブリックコメントの実施の際に指定した手続を経ないで提出された意見等
- (4) 柳井市の保有する情報の公開及び説明責任に関する条例（平成17年柳井市条例第18号）第6条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に該当する意見等

5 市長等は、パブリックコメントを実施したにもかかわらず意見等の提出が無かった場合は、その旨を公表しなければならない。

（審議会等）

第11条 市長等は、審議会等の構成員については、審議会等の設置目的を踏まえ、幅広い層から必要な人材を選定するとともに、公募等により選定された者を積極的に加えるよう努めなければならない。ただし、法令の規定により構成員の構成が定められていることその他の理由がある場合は、この限りでない。

2 市長等は、会議を開催する場合は、開催日時、場所等を公表しなければならない。ただし、緊急に開催するときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 会議は、公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 非公開情報に関し審議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められるとき。

4 市長等は、第5条第1項に規定する事項に関するものその他市民参画が求められる事項に関する会議が開催されたときは、会議録を公表するものとする。

第3章 協働によるまちづくり

（協働によるまちづくりの拡充推進）

第12条 市民及び市長等は、前文に掲げる理念に基づき、協働によるまちづくりを拡充推進するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第13条 市民は、自主的かつ主体的にまちづくりに取り組むとともに、社会との調和に努め、必要に応じ市長等及び他の市民と適切な役割分担の下で連携し、協力するよう努めるものとする。

2 市民は、協働によるまちづくりに関する理解を深めるよう努めるものとする。

（市長等の役割）

第14条 市長等は、市民が培った技術、経験等が生かされる協働の仕組みづくり及び環境整備に努めるものとする。

（やない市民活動センターの役割）

第15条 やない市民活動センターは、協働によるまちづくりを推進していくため、市民の自

主的、自発的活動を支援する。

第4章 コミュニティ活動

(自主自立のコミュニティ活動のための環境整備)

第16条 市民及び市長等は、市民が各地域におけるコミュニティ活動及び市民活動（以下「地域コミュニティ活動等」という。）を継続して行えるよう、環境整備に努めるものとする。

2 市長等は、スクール・コミュニティによるまちづくりの実現に向け、市民のスクール・コミュニティへの参画の推進に努めるものとする。

(人材の育成支援)

第17条 市長等は、地域コミュニティ活動等に関して市民が広く学べる機会を設けるなど、地域コミュニティ活動等を担う人材の育成に必要な環境整備に努めるものとする。

(活動の場の提供等)

第18条 市長等は、身近な公共施設等を活用し、地域コミュニティ活動等の場の提供等に努めるものとする。

(活動資金等の支援)

第19条 市長等は、地域コミュニティ活動等の自立性を妨げない範囲内で、その活動に要する資金の助成その他財政的支援に努めるものとする。

(施策の総合的な実施)

第20条 市長等は、地域コミュニティ活動等の推進に関する施策を総合的に実施するよう努めるものとする。

(合意形成)

第21条 市民及び市長等は、各地区コミュニティ等の身近な地域における環境保全、福祉の増進等の地域社会の課題解決及び活性化に向けて、円滑な合意形成ができるよう取り組むものとする。

2 市長等は、前項に規定する合意の形成の過程において、必要な支援に努めるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日に既に実施され、又は実施のための準備が進められており、相当の理由により市民参画のための手法を実施することが困難と認められる市長等の施策については、

この条例の規定は、適用しない。